

389 よくわかる！第5類消防設備士試験 改訂第4版 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。

ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
p 216	問題 16 選択肢 (1) ~ (4) B	以下	以上
p 228	問題 8 解答	(3)	(4)
p 228	問題 10 解答	(1)	(3)

P208 製図 6 の問題を以下に入れ替えてください。

製図 6 耐火構造 1 2 階建ホテルの概略図である。ただし書きを

参考にして、避難器具の設置義務の無い階を答えよ。

ただし、(1) 各階に記した数値は収容人員を示している。

(2) 特に用途の記されていない階は客室である。

(3) 直通階段は 2 以上に該当するが、その他の避難器具の減免対象となる施設等はない。

12F	パブラウンジ	80
11F	レストラン	100
10F	客室 (2F~10F)	50
9F		50
8F		25
7F		50
6F		50
5F		25
4F		50
3F		50
2F		100
1F	フロント・ロビー	100

解答欄

(設置義務の無い階)

< 解 答 >

ホテル・旅館などの宿泊施設は、政令別表第一(5)イに該当し、基本的には収容人員 30 人以上から設置義務が生じます。

また、避難器具の設置は各階ごとに判断されますが、防火対象物に関係なく、1 階・避難階・1 1 階以上の階には設置義務がありません。

従って、1 階、5 階、8 階、1 1 階、1 2 階が設置義務の無い階となります。